

史跡寺尾家住宅

寺尾家は代々伊勢型紙問屋を営み、その活動範囲は東北地方から関東一円にまで及んでいた。現在、かつての寺尾家住宅の状況を知りうる史料としては、明治中期に作成されたとみられる銅版画と、昭和四五年に実測された配置平面図がある。これらの史料によれば、以前の屋敷は現状よりもかなり大きく、間口約一四間半、奥行約一六間半で、現存の建物の他に「しふ戯」「離れ」「道具蔵」「糸入れ・型彫り場」等があつたことが知られる。現状では当時に比べ、南、および、東部分が割譲されてしまつたが、屋敷構えの主要部分である主屋、井戸館、地震小屋、離れ座敷、土蔵が残存しております。江戸時代の面影を今に伝えて、いる貴重な文化遺産である。鈴鹿市教育委員会では、この寺尾家住宅を平成六年三月一日に鈴鹿市指定文化財(史跡)として指定した。また、平成五年には寺尾家から建物の寄贈を受け、平成六年八年度にかけて修理工事を実施し「伊勢型紙資料館」として公開している。

寺尾家住

の北側壁と離れ座敷を南に九〇cm後退させ、土蔵においては北側九〇cmを切断している。  
なお、今回修理工事においては、近隣住民の要望により、北側の道路境界より「坪の内」として新築されたものである。

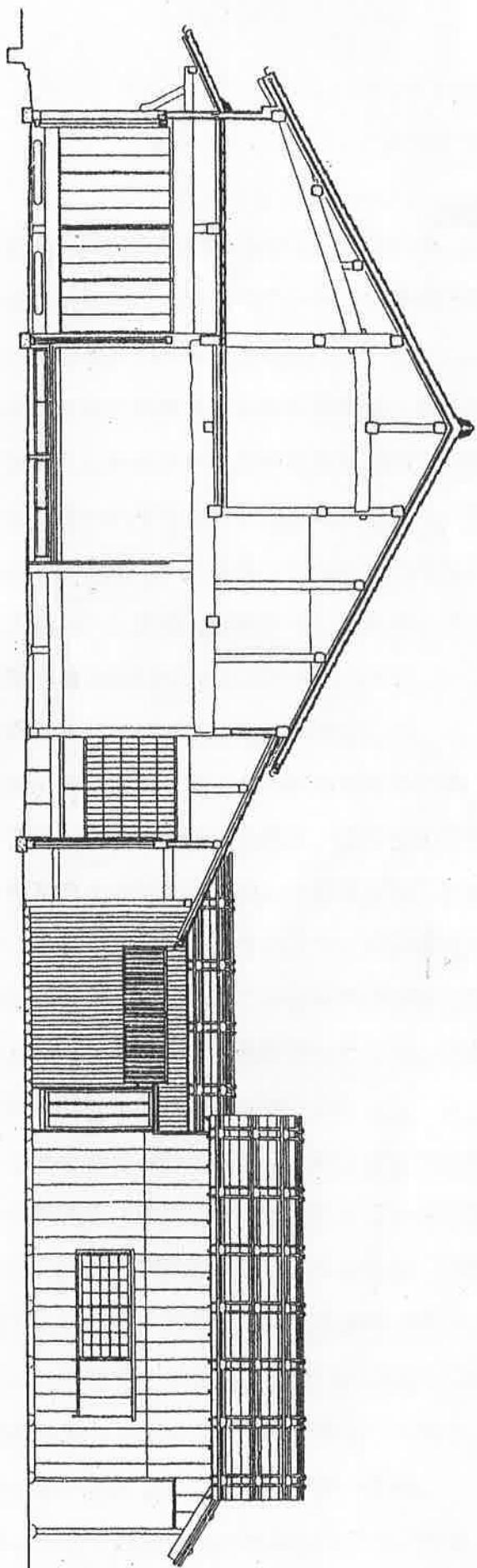
現状の新蔵は史料に基づき今回修理工事において新築復元され、また、便所は利便施設に建築され、その後文久四年に地震小屋が付加されたものであることが知られる。  
これらのことから現存する寺尾家住宅の屋敷構えは、文化一三一四年にかけて一时期屋と同年の文化一三年に建てられたことが判明した。  
の一階建てで、屋根は切妻造の棟瓦葺きである。北西隅柱に書かれていた墨書きにより、主土蔵は離れ座敷の東側に壁を接して建っている。梁間一間半、桁行四間(現状三間半)、北の道路境には塀が巡らされている。

主屋と離れ座敷に囲まれる敷地北西角には「坪の内」と呼ばれる庭があり、西、および化一四年(一八一七年)に建築されたことが判明した。  
用い数寄屋造りとしている。今回の調査により、疊寄せや縁板に書かれていた墨書きから文屋根は切妻造棟瓦葺きとしている。柱は面皮柱で天井板、縁板、障子の腰板等には銘木をの南側に「縁」を設けている。座敷部分を上屋とし、「縁」部分は下屋庇とする構造で、主屋の東北には離れ座敷が建っている。床の間付の「八畳」と「六畳」の一室を並べて、用い全体に数寄屋風に造っている。

つていて。部屋は「六畳」「三畳」の一室で東側には土庇を掛けている。柱には面皮柱をせず杉皮葺き(今回の修理工事においては銅板葺きとしている)として建物の軽量化を計としている。外壁の室内側は天井と同様に紙張り仕上げである。さらに、屋根は瓦葺きと承されている。そのためか、他の建築と異なり天井は紙張りとし、壁は土壁を用いす板壁年(一八六四年)の建築であることが知られる。安政地震後の建築で、「地震小屋」と伝地震小屋は主屋背面から渡りを介して建つ。渡り部分の貫に書かれた墨書きにより文久四

型彫り場」が続いていることが知られる。  
主屋よりの西端部分が切断されている。また、史料により現存の建物の東には「糸入れ等で構成されている。創建は主屋と同時期と考えられるが、主屋背面下屋庇の改造時に、

主屋断面図 1/100



主屋正面図 1/100

